**平成２２年（フ）第１５１号**
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目15番16―307号
債務者　冨田　聖子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１５６号**
千葉県松戸市新松戸南３丁目137番地の８
債務者　遠藤　美加
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１５８号**
千葉県柏市根戸467番地市営住宅８―825号
債務者　木下　京子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１６４号**
千葉県柏市藤心１丁目９番７号
債務者　町田　健一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１６７号**
千葉県松戸市松戸新田605番地の60ニューサンピア第２ヤスヅカ302号
債務者　高橋　直子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１８９号**
千葉県流山市南流山６丁目24番地の１サンコートＴＯＹＯＤＡ　Ａ―102
債務者　伊澤　幸治
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１９０号**
千葉県柏市豊四季259番地12
債務者　伊藤　拓也
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第２１号**
兵庫県洲本市本町３丁目１番29号　三熊ハイツ221号
債務者　徳脇　良子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２６号**
福島県西白河郡矢吹町寺内477番地７
債務者　會澤　優子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２２年（フ）第１号**
長野県下伊那郡高森町吉田2279番地２吉田県住61号
債務者　宮下　英実
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　長野地方裁判所飯田支部

**平成２２年（フ）第１０号**
長野県飯田市鼎中平1985番地４ヒカリニューハイツ102号
債務者　安江　友和
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　長野地方裁判所飯田支部

**平成２１年（フ）第１７３８号**
神戸市東灘区深江南町１丁目１番58―314号
債務者　松田　美佳
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９６号**
神戸市垂水区北舞子１丁目３番40号　サンハイツ北舞子201号
債務者　安福　聡子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２００号**
神戸市長田区大橋町４丁目４番18―508号
債務者　濵西　博文
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２２９号**
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―1406号、従前の住所大津市打出浜11番34号
債務者　奥村　順幸
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９２号**
神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番25号
債務者　富里　和雅
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９６号**
神戸市垂水区清水が丘２丁目８番18―1304号
債務者　佐藤　雅弘
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０３号**
神戸市兵庫区荒田町４丁目15番１号
債務者　杉本　里美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部